

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会会則(以下「会則」という。)第15条第2項の規定に基づき、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会(以下「実行委員会」という。)の事務局(以下「事務局」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 事務局は、東近江市文化スポーツ部国スポ・障スポ推進課に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に別表第2の左欄に掲げる職員を置き、同表の右欄に掲げる東近江市職員をもって充てる。

2 前項の職員のほか、必要に応じ事務局に臨時職員等を置くことができる。

3 前2項の職員は、実行委員会会長(以下「会長」という。)が任免する。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局次長は、事務局次長を補佐し、事務局次長に事故があるとき又は事務局次長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務については、東近江市職員服務規程(平成17年東近江市訓令第30号)の例による。

(決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員等の委嘱に関すること。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に重要であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長及び事務局次長が専決できる事項は、別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要と認められる事項については、別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、特に異例と認められる事項については、あらかじめ会長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決する。

2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(記号及び番号)

第10条 文書には、記号及び番号を付けるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 文書の記号は、「国障東実委」とする。

3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(起案)

第11条 文書を起案するときは、原則として、起案用紙(様式第1号)を用いなければならない。

2 收受した文書で、上司の閲覧が必要と認められるものは、供覧用紙(様式第2号)を用いて、速やかに供覧するものとする。

3 軽易な事案は、前項の規定にかかわらず、文書の余白を利用し、行うことができる。

(保存)

第12条 事務の処理が完結した文書は、事務局において編冊し、事務局次長が定める期間保存しなければならない。

2 会則第20条の規定により、実行委員会が解散したときは、保存文書を東近江市へ引き継ぐものとする。

3 前2項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、東近江市文書管理規程(令和3年東近江市訓令第1号)の例による。

(公印)

第13条 実行委員会の公印の名称、形状及び大きさは、別表第4のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

3 前2項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、東近江市公印規則(平成17年東近江市規則第9号)の例による。

(旅費)

第14条 職員が職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額については、原則として、東近江市職員等の旅費に関する条例（平成17年東近江市条例第64号）の例による。

（費用弁償）

第15条 委員等が会務のために旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、東近江市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年東近江市条例第55号）の例による。ただし、実行委員会の会議の出席に要する経費については、支給の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が定めるところによる。

（予算）

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた事由に基づき、予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

（決算）

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後に、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第18条の規定により、監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

（出納員）

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

（金融機関の指定）

第19条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

（その他財務に関する取扱い）

第20条 第14条から前条までに定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項は、東近江市財務規則（平成17年東近江市規則第53号）その他の東近江市の財務に関する規則等の例による。

2 会計処理に関する帳票を起票するときは、原則として、各種起票用紙（様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号）を用いなければならない。

3 軽易な事案は、前項の規定にかかわらず、文書の余白を利用し行うことができる。

（補則）

第21条 この規定に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所掌事務	
1	実行委員会の組織、人事、服務等に関すること。
2	総会、常任委員会及び専門部会の開催運営に関すること。
3	本会の事業計画及び事業報告に関すること。
4	本会の予算、決算及び監査に関すること。
5	その他、本会の運営に関し必要な事項に関すること。

別表第2（第4条関係）

事務局長	東近江市 文化スポーツ部次長級
事務局次長	東近江市 文化スポーツ部 国スポ・障スポ推進課長級
事務局職員	東近江市 文化スポーツ部 国スポ・障スポ推進課員

別表第3（第8条関係）

事項	事務局長専決事項	事務局次長専決事項
1 申請、届出、通知、照会、回答、報告に関すること。	重要なもの	軽易なもの
2 臨時職員の任免に関すること。	○	
3 臨時職員の服務に関すること。	○	
4 職員の事務の分担に関すること。	○	
5 出張命令に関すること。	実行委員会の委員等及び事務局次長	事務局員、臨時職員等
6 工事又は製造の請負に関すること。	1件の予定価格が500万円以上のもの	1件の予定価格が500万円未満のもの
7 物品の購入、賃貸借、修繕及び業務委託に関すること。	1件の予定価格又は予定賃借料が500万円以上のもの	1件の予定価格又は予定賃借料が500万円未満のもの
8 6、7以外の契約等に関すること。	重要なもの	軽易なもの
9 刊行物の発行に関すること	特に重要な刊行物に関すること。	刊行物に関すること。
10 予算の流用に関すること。	50万円を超え100万円以下のもの	50万円以下のもの

別表第4（第13条関係）

公印の種類	寸法（ミリメートル）	用途
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会会長之印	方27	会長名をもってする文書
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会事務局長之印	方24	事務局長名をもってする文書